

令和4年度入札・契約制度の改正及び運用見直しについて

1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ

ダンピング対策の更なる強化のため、本市発注工事の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げます（参考1）。

2 週休2日制の導入に向けた取組（モデル実施の拡大）

週休2日の現場閉所の本格実施に向けたモデル工事の対象を、予定価格1億円以上の土木工事及び予定価格3千万円以上の営繕工事に拡大します（参考2）。

3 法定福利費の適切な支払のための取組

平成30年7月から、受注者が当局に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示し、当該金額が、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額から1/2以上乖離している場合は、当局から受注者に算出根拠の確認等を指示しています。

国からの通知を踏まえ、令和4年4月1日以降は、これに加え、受注者に確認等を指示してもなお乖離がある場合は、当局から建設業許可担当部署に対し当該事案を通報します（別紙「受注者の皆様へ」）。

4 現場代理人の常駐義務の取扱いについて

他工事現場との兼任をする際に工事担当課へ提出する「現場代理人の兼任に係る依頼書」を、「現場代理人の兼任に係る誓約書」に変更し、工事担当課から交付する承認通知書を廃止します。押印は、代表者印に代えて現場代理人印でも可とします。

※ 詳細は当局ホームページ内の令和4年3月22日付け通知「現場代理人の常駐義務の取扱いについて」をご覧ください。

5 電子届出の拡大について

令和3年4月から京都市公契約基本条例第12条に基づく「労働関係法令遵守状況報告書」及びその関係書類（以下、労働関係法令遵守状況報告書等という。）をインターネット上で提出することができる仕組み（京都府・市町村共同電子申請システム）を導入していますが、新たに以下の2つの事務についても、同様の提出方

法を導入します。

※ 詳細は当局ホームページ内の令和4年3月22日付け通知「電子届出の拡大について」をご覧ください。

(1) SDGsをはじめとする「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書

予定価格が4億円を超える工事等の競争入札において、契約後2箇月以内に提出が必要な、SDGsをはじめとする「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書について、京都府・市町村共同電子申請システムによる提出を可とします。

労働関係法令遵守状況報告書等の提出と同じく、引き続き紙媒体での提出も可能です。

(2) 工事の入札時の設計図書に関する質問

予定価格が1億円を超える工事の競争入札における設計図書への質問は、現在メール（Excel ファイル添付）で受け付けていますが、既に市長部局で実施している京都府・市町村共同電子申請システムで受け付ける方法に変更します。これにより、電話で到達確認をしていただく必要がなくなります。

6 競争入札参加資格申請に係る電子申請

競争入札参加資格審査に必要な申請書類及び添付書類の一部について、インターネット上で提出することができる仕組み（京都府・市町村共同電子申請システム）を導入します。

※ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）や印鑑登録証明書等の、原本の提出が必要な書類については、引き続き紙媒体で申請を受け付けます。

※ 電子申請方法の詳細については、改めてお知らせします。

7 実施時期

上記1～3は、令和4年4月1日以降に締結する契約案件から実施します。

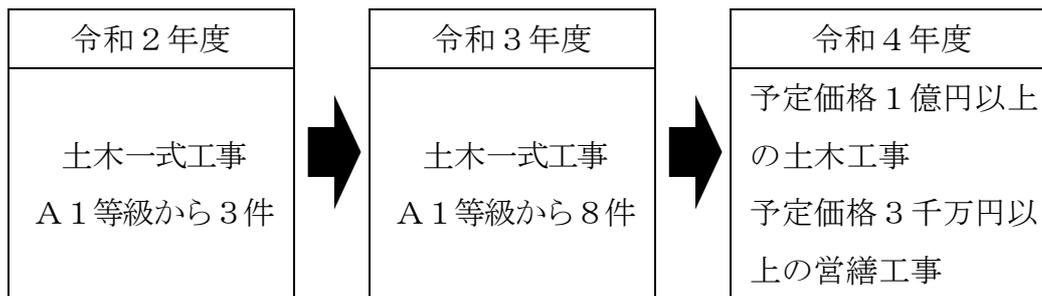
上記4～5は、令和4年4月1日から実施します。

上記6は、令和4年10月1日の競争入札参加資格審査の新規申請（登録済みの事業者については、次回の一斉更新である、令和6年4月1日（物品）、令和8年4月1日（工事、測量・設計等））から導入を予定しています。

参考1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ

	現行	改正後 (R4.4.1~)
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の75%~94% <hr/> 【算定基準】 ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の <u>55%</u>	【範囲】 予定価格の75%~94% <hr/> 【算定基準】 ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の <u>68%</u>
	【範囲】 予定価格の75%~94% <hr/> 【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の97% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の <u>55%</u>	【範囲】 予定価格の75%~94% <hr/> 【算定基準】 ① {直接工事費 - (直接工事費の10%)} の97% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費 + (直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の <u>68%</u>

参考2 週休2日制の導入に向けた取組 (モデル実施の拡大)



社会保険加入の徹底について

本市では、平成30年7月から、社会保険加入を徹底するため、以下の取組を開始しました。御理解と御協力をお願いします。

1 社会保険加入状況の確認

予定価格5千万円以下の工事について、全ての下請事業者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を、施工体制台帳等で確認します。

※ 予定価格5千万円超の工事は、京都市公契約基本条例に基づく「労働関係法令遵守状況報告書」で確認します。

社会保険未加入業者を確認した場合

- 受注者に未加入業者を確認した旨をお伝えします。
→ 未加入業者に加入指導を行ってください。
- 社会保険未加入業者が適用除外又は加入された場合
→ 未加入業者から下記「問合せ先」へ御連絡ください（受注者経由でも可）。
- 社会保険未加入業者を確認したことを、京都市から建設業許可担当部署に通報します。
→ 未加入事業者に「通報されること」をお伝えください。

2 請負代金内訳書への法定福利費の明示

工事担当課に提出する請負代金内訳書に法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業者負担分）を明示してください。

当局から再確認してもなお、法定福利費が当局の設計の積算額に含まれる法定福利費概算額の2分の1以下の場合は建設業許可担当部署へ通報します。

<問合せ先>

京都市上下水道局総務部契約会計課
TEL：075-672-7728